第6次寒川町障がい者計画・第7期寒川町障がい福祉計画・第3期寒川町障がい児福祉計画の策定について

寒川町における障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、寒川町総合計画 2040 の個別計画として位置づけられる「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」を上位計画とするもので、第6次寒川町障がい者計画・第7期寒川町障がい福祉計画・第3期寒川町障がい児福祉計画を一体的に策定するもの。

○障がい者計画

- (1) 障害者基本法第 11 条第3項に規定されている障害者のための施策に関する基本的 な計画である「市町村障害者計画」として策定するもの。
- (2) 国の「障害者基本計画」、「国による基本指針」、「神奈川県の障がい者計画」(次期計画においては、「当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画」となる。)を踏まえ、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という町の基本理念の実現に向けて、他の関連する諸計画との整合性を保ち、本町における障がい者施策に関する基本的な指針を定めるもの。

○障がい福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保し、その他同法に基づく業務の実施等に関し、以下の内容を定めている。

- (1)障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する 事項
- (2)各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

○障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援 及び障害児相談支援の提供体制を計画的に確保し、その他同法に基づく業務の実施等に関し、以 下の内容を定めている。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

1 新たな計画の方向性

(1) 基本理念・基本方針・目標

現行の計画を引き継ぎ、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」いきます。

(2) 次期計画に基本的な考え方

- ・現行の計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、国の「障害者基本計画」、「障害者福祉画に関する 基本指針」、「神奈川県の障がい者計画」(次期計画においては、「当事者目線の障がい福祉推進条 例に基づく基本計画」となる。)を踏まえ、計画策定を行っていく。
- ・「地域生活への移行と相談体制の強化」「障害児のサービス提供体制の構築」「障害者就労のさらなる促進」「発達障害者(児)支援の体制づくりの構築」「地域課題の抽出及び課題解決に向けて地域全体で考え、支える仕組みづくりの推進」等について検討していきます。

(3)計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3か年とする。

2 計画策定の体制等

(1) 計画策定の体制および報告

寒川町地域自立支援協議会

障がいのある当事者およびその家族、福祉団体、公募の市民等などで構成される委員会である 地域自立支援協議会の意見を聴取しながら検討する。

(2) 町民意見の反映等

町のホームページ等により計画策定の検討状況等を公表するとともに、パブリックコメントにて町民の意見を募集し反映する。

(3) 町議会への報告

地域自立支援協議会の意見に即して計画素案を作成後、町民意見募集前に報告を行い、町民の意見を反映後も報告を行う。

(4) 県への意見照会

神奈川県に対し、計画素案についての意見照会を行うとともに、計画について承認をもらう。

令和6年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し等の主な改正内容(令和5年5月19日 厚生労働省からの通知)

1 基本指針見直し

- (1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
 - 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該 業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画の策定

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- 就労選択支援の創設への対応について成果目標の設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取 組

(4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的 見地からの支援
- 地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

(5) 発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
- 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

- (6) 地域における相談支援体制の充実・強化
- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化 等に向けた取組の推進
- ・ 地域づくりに向けた協議会の活性化

(7) 障害者等に対する虐待の防止

・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

(8) 地域共生社会の実現に向けた取組

・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに 市町村による包括的な支援体制の構築の推進

(9) 障害福祉サービスの質の確保

- 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者 等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

(10) 障害福祉人材の確保・定着

- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修終了者数等を活動指標に追加

(11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

(12)障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

• 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(13) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

(14) その他 地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 成果目標に関する事項

(1) 施設入所者の地域生活への移行

新	IB
【施設入所者の地域生活への移行に関す	【施設入所者の地域生活移行者数に関す
る目標値】	る目標値】
令和8年度末時点で、令和4年度末時点の	令和 <u>5</u> 年度末時点で、令和元年度末時点
施設入所者の6%以上	の施設入所者の 6%以上
【施設入所者数の削減に関する目標値】	【施設入所者数の削減に関する目標値】
令和8年度末時点で、令和4年度末時点の	令和 <u>5</u> 年度末時点で、令和 <u>元</u> 年度末時点の
施設入所者数から5%以上削減	施設入所者数から <u>1.6</u> %以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

新	IB
【精神病床から退院後1年以内の地域に	【精神病床から退院後1年以内の地域に
おける生活日数の平均に関する目標値】	おける生活日数の平均に関する目標値】
・精神障害者の精神病床から退院後1年以	・精神障害者の精神病床から退院後1年以
内の地域における生活日数の平均:325.3	内の地域における生活日数の平均:316日
日以上	以上
・精神病床における1年以上長期入院患者	・精神病床における1年以上長期入院患者
数 (65 以上・65歳未満): 国が提示す	数(65以上・65歳未満): 国が提示する
る推計式を用いて都道府県等が設定	推計式を用いて都道府県等が設定
・精神病床における退院率	• 精神病床における退院率
入院後3か月時点の退院率を 68.9%以上	入院後3か月時点の退院率を 69%以上
入院後6か月時点の退院率を 84.5%以上	入院後6か月時点の退院率を 86%以上
入院後1年時点の退院率を91.0%以上	入院後1年時点の退院率を92%以上

(3) 地域生活支援の充実

新	Ю
【 <u>地域生活支援</u> の充実】	【 <u>地域生活支援拠点等が有する機能</u> の充
・令和 <u>8</u> 年度末までの間、各市町村 <u>におい</u>	実】
<u>て</u> 地域生活支援拠点等を <u>整備(複数市町</u>	・令和 <u>5</u> 年度末までの間、各市町村 <u>又は各</u>
村による共同整備可)するとともに、その	<u>圏域に1つ以上</u> の地域生活支援拠点等を
機能の充実のため、コーディネーターの配	確保しつつ、その機能の充実のため、年1
置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害	回以上運用状況を検証及び検討
福祉サービス事業所等の担当者の配置、支	
援ネットワーク等による効果的な支援体	
制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、ま	

<u>た、</u> 年1回以上、 <u>支援の実績等を踏まえ</u> 運	
用状況を検証及び検討	
【強度行動障害を有する者への支援体制	(新規)
の充実】	
・ 令和8年度末までに、各市町村又は圏域	
において、強度行動障害を有する者に関し	
て、その状況や支援ニーズを把握し、地域	
の関係機関が連携した支援体制の整備を	
推進	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
新	IB
【就労移行支援事業所等を通じた一般就	【就労移行支援事業所等を通じた一般就
労への移行に関する目標値】	労への移行者数に関する目標値】
・令和8年度中に令和3年度の一般就労へ	・令和5年度までに令和元年度の一般就
の移行実績の <u>1.28</u> 倍以上	労への移行実績の <u>1.27</u> 倍以上
(内訳)	(内訳)
就労移行支援: <u>1.31</u> 倍以上	就労移行支援: <u>1.30</u> 倍以上
就労継続支援A型:概ね <u>1.29</u> 倍以上	就労継続支援A型:概ね <u>1.26</u> 倍以上
就労継続支援B型:概ね <u>1.28</u> 倍以上	就労継続支援B型:概ね <u>1.23</u> 倍以上
・就労移行支援事業所のうち、就労移行支	(新規)
援事業利用終了者に占める一般就労へ移	
行した者の割合が5割以上の事業所を5	
割以上	
【就労定着支援事業に関する目標値】	【就労定着支援事業に関する目標値】
・就労定着支援事業の利用者数令和 <u>8</u> 年度	・就労定着支援事業の利用者数令和5年度
末利用者数: 合和3年度末実績の 1.41 倍	末利用者数: 就労移行支援事業等を通じて
以上	一般就労に移行する者のうち、7割が就労
	定着支援事業を利用
・就労定着率が <u>7</u> 割以上となる就労定着支	・就労定着率が8割以上となる就労定着支
援事業所を全体の2割5分以上	援事業所を全体の <u>7割</u> 以上
・ 都道府県等が地域の就労支援のネットワ	(新規)
- クを強化し、雇用や福祉等の関係機関が	
連携した支援体制の構築を推進するた	
め、協議会(就労支援部会)等を設けて取	
組を推進	

新旧

【重層的な地域支援体制の構築】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要。
- ・地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築

【難聴児支援のための中核的機能を有す る体制の構築】

- ・「<u>難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進</u>するための計画を策定。
- ・令和8年度末までに、各都道府県等において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等と活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を推進

【重症心身障害児・医療的ケア児への支援】

・主に重症心身障害児を支援する児童発達 支援事業所及び放課後等デイサービス事 業所の確保:令和8年度末までに、各市町 【重層的な地域支援体制の構築】

・令和<u>5</u>年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置

・地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築】

・令和5年度末までに、各都道府県等において、児童発達支援センター、特別支援学校 (聴覚障害)等の連携強化を図るなど、 難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保

【重症心身障害児・医療的ケア児への支援】

・主に重症心身障害児を支援する児童発達 支援事業所及び放課後等デイサービス事 業所の確保:令和5年度末までに、各市町

村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保	村又 圏域に少なくとも1カ所以上確保
・ 令和8年度末までに、各都道府県は医療	(新規)
的ケア児支援センターを設置し、医療的ケ	
ア児等の支援を総合調整するコーディネ	
<u>ーターを配置</u>	
・令和 <u>8</u> 年度末までに、各都道府県、各圏	・令和 <u>5</u> 年度末までに、各都道府県、各圏
域又は各市町村において、保健、医療、障	域及び各市町村において、保健、医療、障
害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携	害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携
を図るための協議の場を設けるとともに、	を図るための協議の場を設けるとともに、
各市町村において医療的ケア児等に関す	医療的ケア児等に関するコーディネータ
るコーディネーターを配置	ーを配置
【障害児入所施設からの円滑な移行調整】	(新規)
・入所している児童が18歳以降、大人に	
<u>ふさわしい環境へ円滑に移行できるよう</u>	
に、令和8年度末までに各都道府県及び	
各政令市において、移行調整に係る協議	
の場を設置	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	<u> </u>
新	IB
【相談支援体制の充実・強化等に関する目	【相談支援体制の充実・強化等に関する目
標値】	標値】
・令和8年度末までに、各市町村におい	・令和 <u>5</u> 年度末までに、各市町村 <u>又は圏域</u>
て、総合的な相談支援、地域の相談支援体	において、総合的・専門的な相談支援の実
制の強化及び関係機関等の連携の緊密化	施及び地域の相談支援体制の強化を実施
<u>を通じた地域づくりの役割を担う基幹相</u>	<u>する</u> 体制を確保
談支援センターを設置(複数市町村による	
共同設置可) するとともに、基幹相 談支援	
センターが地域の相談支援体制の強化を	
図る体制を確保	
・協議会において、個別事例の検討を通じ	(新規)
た地域サービス基盤の開発・改善等を行う	
取組を行うとともに、これらの取組を行	
うために必要な協議会の体制を確保	

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

新	IB
【障害福祉サービス等の質を向上させる	【障害福祉サービス等の質の向上させる
ための取組に係る体制の構築に関する目	ための取組に係る体制の構築に関する目
標値】	標値】
・令和8年度末までに、都道府県や市町村	・令和 <u>5</u> 年度末までに、都道府県や市町村
において、サービスの質の向上を図るた	において、サービスの質の向上を図るた
めの取組みに係る体制を構築	めの取組みに係る体制を構築